

# 大分県定時返済不要短期資金特別融資事務に関する要領

令和3年4月1日制定

## (趣旨)

- 1 大分県定時返済不要短期資金の融資事務に関しては、大分県定時返済不要短期資金特別融資要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領並びに保証協会及び指定金融機関の定めるところによる。

## (定義)

- 2 この要領における用語の意義は、要綱に定めるところによる。

### (指定金融機関)

- 3 要綱第3条第1項に掲げる金融機関は、次のとおりとする。

- (1) 株式会社大分銀行
- (2) 株式会社豊和銀行
- (3) 大分信用金庫
- (4) 大分みらい信用金庫
- (5) 日田信用金庫
- (6) 大分県信用組合
- (7) 株式会社伊予銀行
- (8) 株式会社福岡銀行
- (9) 株式会社北九州銀行
- (10) 株式会社宮崎太陽銀行
- (11) 横浜幸銀信用組合
- (12) 株式会社肥後銀行
- (13) 株式会社西日本シティ銀行

### (資金の使途)

- 4 融資の対象となる資金の使途は、直接事業の用に供するものに限る。この場合において、組合員に対する転貸を目的とする組合に対する融資に係る資金の使途については、転貸を受けた組合員に本項を適用する。

### (融資限度額)

- 5 融資限度額の取り扱いは、次のとおりとする。

- (1) 当資金の融資残高は、要綱別表の融資限度額を超えてはならない。
- (2) 中小企業者が組合の組合員である場合は、当該中小企業者の直接の借入額と組合からの転貸額の合計額は、中小企業者に対する融資限度額を超えることができない。

### (融資申込み受付時期)

- 6 融資の申込みの受付は、常時行うものとする。ただし、当該年度の融資枠の限度を超える場合は、この限りでない。

### (融資の申込手続)

7 融資を受けようとする中小企業者等は、大分県定時返済不要短期資金特別融資に係る通知書（様式1。以下「通知書」という。）3通に、別表1に定める書類（以下「関係書類」という。）を添えて、当該中小企業者等の事業所の所在地を管轄する商工会若しくは商工会議所（以下「商工会等」という。）又は指定金融機関に提出しなければならない。また、組合共同事業に係る融資を受けようとするときは、大分県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）又は指定金融機関に提出しなければならない。

（経営指導等）

8 商工会等及び中央会は、前項の規定により通知書及び関係書類の提出があったときは、当該融資に関し、事業計画及び資金計画等について必要な経営指導を行い、当該通知書1通に決算書及び試算表を添えて指定金融機関に、当該通知書2通に関係書類各1通及び調査意見書（様式3）を添えて速やかに保証協会に送付するものとする。

ただし、指定金融機関に直接通知書及び関係書類の提出があったときは、当該指定金融機関は当該融資に関し、事業計画及び資金計画等について必要な経営指導を行い、当該通知書2通に関係書類各1通を添えて速やかに保証協会に送付するものとする。

（融資内容の審査）

9 保証協会は、前項の規定により通知書の送付を受けたときは内容を審査し、適當と認めたものについて保証の決定を行うものとする。

（保証及び融資の決定等）

10 保証及び融資の決定については、次のとおりとする。

- (1) 連帯保証人の徵求については、原則として法人代表者以外は徵求しないものとする。なお、担保については必要に応じて徵求する。
- (2) 保証協会は、保証に関する決定を行ったときは、その旨を関係商工会等又は中央会に通知するものとする。
- (3) 商工会等又は中央会は、前号の通知を受けたときは、その旨を当該保証に係る融資申込者に通知するものとする。
- (4) 指定金融機関は、融資の決定を行ったときは、その旨を当該融資の申込者に通知するとともに、速やかに融資手続きを行わなければならない。

（債権管理）

11 本資金の融資により生じた債権の管理については、次のとおりとする。

- (1) 指定金融機関は、本資金について延滞等債権の保全上問題となる事態が発生したときは、善良な管理者の注意をもって、その解消に努めなければならない。
- (2) 保証協会は、前号の事態が発生したときは、当該融資に係る保証債務の履行の有無にかかわらず、当該融資を受けた中小企業者等に係る他の保証付融資を含め、指定金融機関及び関係商工会等又は中央会と協力して、速やかにその解消に努めなければならない。

（融資条件の変更）

12 融資条件の変更については、次のとおりとする。

- (1) 融資を受けた中小企業者等は、融資を受けた後、災害、代表者の疾病その他当該融資を受けた中小企業者等の責めに帰することのできない事由により事業の運営に重大な支障が生じたときは、融資を受けた指定金融機関に融資条件の変更を申請することができるものとする。
- (2) 指定金融機関は、融資条件の変更を承認したときは、意見書を付し、当該中小企業者等とともに保証

協会に対し保証条件の変更を申請するものとする。

(3) 保証協会は、前号の申請を受理し、次に掲げる事項を充たしていると認めたときは、保証条件の変更を行うものとする。ただし、要綱第7条で定める融資期間の上限を超える変更をする場合又は融資利率を変更する場合には、あらかじめ、知事に保証協会の意見書（様式4）及び次のイ～ニを証する書面を提出の上、同意を得るものとする。

- イ 保証条件変更の理由が妥当なものであること。
- ロ 事業計画及び資金の償還計画が妥当なものであること。
- ハ 一般債権者、取引先、従業員、近親者等の支援が確実なものであること。
- ニ 指定金融機関の継続的支援が確実なものであること。

（融資状況の報告）

13 指定金融機関は、毎月の融資状況を融資状況報告書（様式2）により、翌月の10日までに、県に報告しなければならない。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

改正後のこの要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

改正後のこの要領は、令和6年8月7日から施行する。

附 則

改正後のこの要領は、令和6年10月16日から施行する。

別 表 1

区 分	添 付 書 類
共 通	(1) 信用保証委託契約書（印鑑証明書添付） (2) 信用保証委託申込書 (3) 法人にあっては連帯保証人明細書 (4) 直近の決算書及び最近の試算表（各2通） (5) 法人にあっては商業登記簿の謄本 (6) 許可・認可関係業種にあっては、当該許可・認可証の写し (7) 組合にあっては、資金の借入れ決定に関する役員会の議事録の写し (8) その他、保証協会及び指定金融機関が必要と認める書類